

川崎市民間保育所施設整備費等補助金交付要綱

平成20年8月1日

20川市こ福第535号市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、本市が計画し、民間法人等が整備する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する保育所及び第34条の15第2項に規定する家庭的保育事業等のうち小規模保育事業を行う事業所（以下「施設」という。）の整備に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、保育所整備を促進し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 新設 新たに施設を整備することをいう。
- (2) 増築 既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすることをいう。
- (3) 改築 既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備をすることをいう。
- (4) 増改築 既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに、既存施設の改築整備をすることをいう。
- (5) 一部改築 既存施設の一部に対して改築整備をすることをいう。
- (6) 大規模修繕 既存施設について平成20年6月12日雇児発第0612002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」に準じて整備することをいう。
- (7) 一般整備 市有地（借地を含む。）又は民有地における新設及び既存施設における増築、改築、増改築、一部改築及び大規模修繕を行うことをいう。
- (8) 防犯対策強化整備 施設の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等の設置・修繕等、必要な安全対策に係る整備を行うことをいう。
- (9) 防音壁整備 近隣住民等への配慮から防音対策を必要とする保育所等に対して、防音壁等の防音にかかる整備を行うことをいう。

(補助対象事業者等)

第3条 この要綱において補助の対象となる事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人若しくは社会福祉法人設立及び保育所設置を同時にを行うための準備をしている団体で川崎市長（以下「市長」という。）が認めたもの又は日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人若しくは児童福祉法第56条の8に規定する公私連携型保育所の設置及び運営を目的とする法人として市長が指定したものとする。ただし、小規模保育事業の場合は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園又は就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を運営し、当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園を小規模保育事業の連携施設として設定することを前提として施設整備を行う法人とする。
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律

第77号) 第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の認可を受けている又は認可を受けることを前提として当該幼保連携型認定こども園を構成する、児童福祉施設としての保育を実施する部分の一般整備を行う学校法人とする。

- 2 前項に規定する法人等において、代表者又は役員のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がある場合は補助対象事業者としないものとする。

（補助対象経費）

第4条 この要綱において補助の対象となる経費は、別表第1に掲げるものとする。

（補助の必要条件）

第5条 補助の対象となる施設は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 設備及び運営は、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）、川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成26年川崎市条例第35号）その他本市の定める基準に適合するものであること。
- (2) 整備に要する費用について財源措置が確実なものであると市長が認めるもの。
- (3) 10年以上継続して運営が確保できるものであると市長が認めるもの。

（補助金額の算定）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる整備の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、対象経費の実支出額が当該各号で算出した本市補助基準額に満たない場合は実支出額とする。

- (1) 一般整備、防犯対策強化整備及び防音壁整備（小規模保育事業を除く。） 別表第2に掲げる補助基準額に補助率を乗じて得た額。ただし、別表第1に掲げる対象経費区分のうち「その他」に該当するものについては、市長が必要と認める額とすることができます。
- (2) 一般整備（小規模保育事業に限る。） 別表第3に掲げる補助基準額に補助率を乗じて得た額。ただし、別表第1に掲げる対象経費区分のうち「その他」並びに別表第3に掲げる1
(1)「建築工事費」の工事区分のうち「増築・改築・増改築・一部改築」及び「大規模修繕」に該当するものについては、市長が必要と認める額とすることができます。

（端数処理）

第7条 前条の規定により算出した対象経費区分ごとの補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、工事請負契約、設計監理委託契約、設計委託契約及び備品購入契約締結前に、民間保育所施設整備費等補助金交付申請書（第1号様式）により、市長あて申請するものとする。

（交付の決定及び通知）

第9条 市長は、前条に規定する補助の申請があったときは、補助申請について内容審査の上、補助の適否及び補助金額を決定し、申請者に補助金交付指令書（第2号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付等）

第10条 市長は、設計及び工事の進捗状況に応じ、実地検査の上、適當と認めた場合に補助金を交付するものとする。また、市長が必要と認めたときは、補助金の一部を前払にて支払うことができる。

2 補助金の額は、前条に定める指令書により別途明示するものとする。

3 補助金の請求は、交付時期に合わせて行うものとする。

(市内中小企業者への優先発注等)

第11条 補助の決定を受けた者は、工事請負契約、設計監理委託契約及び設計委託契約の締結に際し、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者をいう。以下同じ。）による一般競争入札を実施しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、指名競争入札の実施により事業者を決定することができる。ただし、5者以上を指名し、うち市内中小企業者を半数以上としなければならない。

(1) 別表第1に掲げる建築工事費及び防音壁整備費に必要な経費の予定価格が100,000,000円以下となる工事請負契約を締結するとき。

(2) 別表第1に掲げる設計監理費及び設計費に必要な経費の委託契約を締結するとき。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、随意契約により契約を締結することができる。

(1) 工事請負契約、設計監理委託契約及び設計委託契約等の締結に際し、市長が競争入札に適さないものと認めたとき。

(2) 備品購入契約及び防犯対策強化整備に係る契約を締結するとき。ただし、1件1,000,000円を超える契約については、原則として、市内中小企業者2者以上から見積書を徴取しなければならない。

4 前3項の規定により、市内中小企業者による入札を実施し、又は市内中小企業者から見積書を徴取する場合は、誓約書（第3号様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市競争入札参加資格名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に登載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

(届出等)

第12条 補助の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。この場合において、第4号及び第5号に該当する場合は、その理由を付して市長の承認を得なければならない。

(1) 工事請負契約、設計監理委託契約、設計委託契約及び備品購入契約に係る整備契約手続きを行うとき。

(2) 工事に着手したとき。

(3) 工事を完了したとき。

(4) 事業計画等申請内容に変更が生じたとき。

(5) 事業を中止し、又は廃止する場合

(補助金の変更交付)

第13条 補助の決定を受けた者は、補助金額に変更が生じる場合、民間保育所施設整備費等補助金変更交付申請書（第4号様式）に関係書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 第9条の規定は、前項の場合において準用する。

(補助金の返還等)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助の目的に反して補助金を使用したとき。
- (2) 不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助対象施設において、政治的活動又は布教活動を行ったとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

(財産処分の制限)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けることなく補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、担保に供し、又は取り壊し（以下「財産処分」という。）てはならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間内に財産処分を行うことができる。この場合において、市長は交付した補助金を返納させることができるものとする。

(事業実績報告)

第16条 補助金の交付を受けた者は、当該事業が完成したときは、速やかに実地検査を受けるとともに民間保育所施設整備費等補助金事業実績報告書について（第5号様式）及び発注実績報告書（第6号様式）に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。ただし、第11条第3項各号に規定する随意契約により契約を締結した場合（第2号ただし書きの場合を除く）は、入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第7号様式）も併せて市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定等通知)

第17条 市長は、前条の規定に基づく実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか否かを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、川崎市民間保育所整備費等補助金交付額決定通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。ただし、確定した補助金の額と、第9条に規定する交付の決定の額が同額の場合には、交付額確定通知書による通知は省略するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書（民間保育所施設整備費等補助金）（第9号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、補助金の交付を受けた者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一社、一所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等が消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うものとする。

2 前項の報告があった場合には、補助金の交付を受けた者は、前項の仕入控除税額から補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除した額を返還するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成20年8月1日から施行し、適用する。

(川崎市民間保育所施設整備費等補助要綱の廃止)

2 「川崎市民間保育所施設整備費等補助要綱」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、適用するものとする。ただし、平成22年4月1日以前に申請のあったものについては、従来の取り扱いをするものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 別表第2の補助基準額に定める建築工事費の新設、増築、改築及び増改築における1m²あたりの本市補助単価は、この要綱の施行日前から継続する事業の補助金額の決定に係る補助基準額の算定においては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 別表第2の補助基準額に定める土地賃借料の算定について、この要綱の施行日前に第9条の交付の決定及び通知をしたものにおいては、なお従前の例による。

(物価高騰対策等に伴う特例)

3 別表第2に定める基準額に係る適用について、令和5年4月1日から当面の間、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。ただし、令和4年度以前の事業実績予定分について、施行日以降の実施となる場合においては、なお従前の例による。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
別表第2 (1)	<p>・ア 1 m²当たりの本市補助単価(310,000 円／m²とする。)に定める補助基準面積(加算面積を含む)を乗じて得た額。</p>	<p>・ア 1 m²当たりの本市補助単価(355,000 円／m²とする。)に定める補助基準面積(加算面積を含む)を乗じて得た額。</p>

別表第1（第4条及び第11条関係）

対象経費区分		内 容
施設整備費	建築工事費	施設整備に必要な工事請負費
	設計監理費	工事施工に直接必要な設計監理費
	設計 費	施設整備に必要な基本設計、実施設計、地質調査費
設備整備費	初度調弁費	施設整備に必要な備品購入費。 なお、備品とは、比較的長期間にわたって、その品質や形状を変えることなく、使用、保存できるものをいい、消耗品（一回又は短期間の使用によって消耗するもの）を除く。
	防犯対策強化整備費	非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等の設置・修繕等必要な安全対策に係る整備費 ただし、当該整備費については、一般整備及び防音壁整備と併せた申請に限る。
	防音壁整備費	防音壁、防音ガラス、防音床等、防音にかかる必要な整備費
土地賃借料		仮設施設整備工事に伴う土地の賃借料
その他	地中障害物の撤去に係る費用や脆弱な地盤を改良するために要する費用等、補助事業者の責に帰さない事由があり、かつ市長が特に必要であると認めたもの。 また、経済対策の臨時交付金等で、市長が特に必要であると認めたもの。	

次の費用は、補助の対象としない。

- (1) 土地の買収に要する費用
- (2) 職員の宿舎に要する費用
- (3) その他整備費として適当と認められない費用
- (4) 防犯対策強化整備事業における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
- (5) 防音壁整備事業における、防音に係る整備以外を目的とした整備に要する費用

別表第2（第6条第1項関係）

1 補助基準額

(1) 建築工事費

工事区分	補助基準面積		補 助 基 準 額
新 設	定員区分	1人当たり 面積	<p>ア 1 m²当たりの本市補助単価 (310,000円/m²とする。)に定める 補助基準面積(加算面積を含む)を 乗じて得た額。</p> <p>イ 公立保育所の民営化を伴う整備の 場合は、左欄に定める面積に5%を 加算して補助基準面積とする。</p>
	20～30人	9.4 m ²	
	31～45人	7.2 m ²	
	46～90人	6.2 m ²	
	91～120人	6.0 m ²	
	121～150人	5.8 m ²	
	151～180人	5.6 m ²	
	181～210人	5.5 m ²	
	211～240人	5.4 m ²	
	241～270人	5.3 m ²	
	271人以上	市長が承認 した面積	
	低年齢(0・1歳) 児の受入れを促進す るために、乳児室及び ほふく室を整備する 場合の加算面積	30.0 m ²	
	一時保育事業のた めの保育室等を整備 する場合の加算面積	55.8 m ²	
	地域における子育 て支援のための保育 室等を整備する場合 の加算面積	80.3 m ²	
	乳幼児健康支援一 時預かり事業(病後児 保育事業)のための保 育室等を整備する場 合の加算面積	1人当たり 面積 9.36 m ²	
	夜間保育所を整備 する場合の加算面積	50 m ²	

改築 増改築	新設の場合に準じて算出した面積	<p>ア 新設の場合と同じ。</p> <p>イ 公立保育所の民営化・民設化に関する整備の場合は、左欄に定める面積に 5 %を加算して補助基準面積とする。</p> <p>ウ 解体撤去工事・仮設施設整備工事 1 m²当たりの本市補助単価（解体撤去工事は 30,000 円/m²、仮設施設整備工事は 100,000 円/m²とする。）に実行面積を乗じて得た額を上限とする。</p>
一部改築 増築	新設の場合に準じて算出した面積	<p>ア 新設の場合と同じ</p> <p>イ 解体撤去工事・仮設施設整備工事 1 m²当たりの本市補助単価（解体撤去工事は 30,000 円/m²、仮設施設整備工事は 100,000 円/m²とする。）に実行面積を乗じて得た額を上限とする。</p> <p>ア、イで算出した額に対して、工事に影響する定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準とする。</p>
大規模 修繕	1 施設の総事業費 500 万円以上のもので、本市の予算の範囲内とする。 ただし、国庫補助の内示が得られた事業に限る。	

(2) 設計費

工事区分	補助基準額
新設 増築 改築 増改築 一部改築 大規模修繕	(1) で算出する補助基準額に 3.5 %を乗じて得た額。 ただし、解体撤去・仮設施設整備に係る費用を除く。

(3) 設計監理費

工事区分	補助基準額
新設	
増築	
改築	
増改築	(1) で算出する補助基準額に 1.5 %を乗じて得た額。 ただし、解体撤去・仮設施設整備に係る費用を除く。
一部改築	
大規模修繕	

(4) 初度調弁費

工事区分	補助基準額
新設 増築	1人当たりの本市補助単価（45,000円／人とする。）に定員（増築の場合は増加定員）を乗じて得た額。
改築 増改築	1人当たりの本市補助単価（45,000円／人とする。）に定員（増改築の場合は施設整備前の定員）を乗じて得た額の 1/2。 増改築の場合は、さらに本市補助単価（45,000円／人とする。）に施設整備により増加した定員を乗じて得た額を加算する。
一部改築	1人当たりの本市補助単価（45,000円／人とする。）に、工事に影響する定員数を整備後の総定員数で除して得た額の 1/2。

(5) 土地賃借料

工事区分	補助基準額
増築	
改築	
増改築	
一部改築	
大規模修繕	土地賃借料については「民間児童福祉施設土地賃借料助成金交付要綱」に準じて得た額とする。

(6) 防犯対策強化整備事業

工事区分	補助基準額	対象経費
防犯対策強化整備	防犯対策の整備に係る工事費については次の取扱いとし、国庫補助の内示が得られた事業を対象とする。 (1) 門、フェンス等の外構の設置、修繕等 次のいずれか低い方の価格を基準に市長が必要と認めた額とする。 ア 公的機関等の見積り イ 工事請負業者2社の見積り ただし、ア、イのいずれかの見積	防犯対策に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とす

	<p>り額が 300,000 円未満の場合は、本事業の対象としない。</p> <p>(2) 非常通報装置等の設置</p> <p>次のいずれか低い方の価格と 1,800,000 円を比較して少ない額を基準とする。</p> <p>ア 公的機関等の見積り イ 工事請負業者 2 社の見積り</p> <p>ただし、ア、イのいずれかの見積り額が 300,000 円未満の場合は、本事業の対象としない。</p>	<p>る費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
--	---	---

(7) 防音壁整備事業

工事区分	補助基準額	対象経費
防音壁 整備	<p>防音壁の整備に係る工事費については次の取扱いとし、国庫補助の内示が得られた事業を対象とする。</p> <p>1 施設あたりの基準額を平成 30 年 5 月 8 日厚生労働省発子第 0508 第 1 号通知別紙「保育所等整備交付金交付要綱」により定める額とし、1 施設の総事業費が 250 万円を超えるものとする。</p>	<p>防音壁整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6 % に相当する額を限度額とする。)、実施設計に要する費用。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

2 補助率

補助基準額の 3 / 4

ただし、別表第 1 の対象経費区分のうち「その他」に該当するものについては、当該補助率及び第 7 条に規定する端数処理によらず、市長が特に必要と認める額を補助することができるものとする。

別表第 3 (第 6 条第 2 項関係)

1 補助基準額

(1) 建築工事費

工事区分	補 助 基 準 額
新 設	107,850,000 円を補助基準額とする。

増築 改築 増改築 一部改築	市長が別に定める基準による額。
大規模修繕	市長が別に定める基準による額。

(2) 設計費

工事区分	補助基準額
新設 増築 改築 増改築 一部改築 大規模修繕	(1) で算出する補助基準額に3.5%を乗じて得た額

(3) 設計監理費

工事区分	補助基準額
新設 増築 改築 増改築 一部改築 大規模修繕	(1) で算出する補助基準額に1.5%を乗じて得た額。

(4) 初度調査費

工事区分	補助基準額
新設	1人当たりの本市補助単価(51,000円／人とする。)に定員を乗じて得た額。

(5) 仮設施設整備工事に伴う土地の賃借料

工事区分	補助基準額
増築 改築 増改築 一部改築 大規模修繕	土地賃借料については「民間児童福祉施設土地賃借料助成金交付要綱」に準じて得た額とする。

2 補助率

補助基準額の 3 / 4

ただし、別表第 1 の対象経費区分のうち「その他」並びに別表第 3 の 1 (1) 「建築工事費」のうち工事区分「増築・改築・増改築・一部改築」及び「大規模修繕」に該当するものについては、当該補助率によらず、市長が特に必要と認める額を補助することができるものとする。